

## 委員 長 報 告 書

さる 12 月 10 日の本会議において、本委員会に付託された  
議案第 28 号 橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正  
する条例について

を審査するため、12 月 14 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

### 記

議案第 28 号は、橋本林間田園都市駅駐輪場は、年末年始を休業日とし、利用時間を午前 6 時 30 分から午後 10 時までと定めているが、早朝・深夜や年末年始において駅利用者がいる実情に合わせ、供用日を通年、供用時間を 24 時間と改正するものである。

委員から、駐輪場の利用者数と利用率の推移について  ただしがあり、年間延べ契約台数は 26 年度で 62,865 台である。利用率については、23 年度は 27.6%、24 年度は 26%、25 年度は 23.5%、26 年度は 21.5%であり、年々徐々に低下している  との答弁がありました。

供用時間の延長に伴い、管理運営に要する人件費や経費が増加するかとのただしがあり、本駐輪場は指定管理者制度により指定管理者が運営しており、供用時間延長に際し指定管理者と協議を行っている。延長時間に管理人を配置しないことから人件費の増額はない。また、旧館を閉鎖し新館のみを運営する状況であるため、旧館閉鎖による電気代削減分により供用時間延長による電気代増加分をまかなえる。以上のことから指定管理料の増額はない  との答弁がありました。

新館と旧館の駐輪可能台数について  ただしがあり、新館は 234 区画、旧館は 564 区画である  との答弁がありました。

防犯カメラを設置しているか  とのただしがあり、  1 機設置している

との答弁がありました。

行政改革の観点から、本駐輪場の今後の運営について ただしがあり、新館のみの運営で需要に対して十分対応可能な状況であるので、来年度策定する公共施設等総合管理計画の個別方針編では旧館については廃止のうえ解体・売却で検討するものと考えている との答弁がありました。